

入札公告

令和2年2月7日

次のとおり一般競争入札に付します。

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 影本 正之

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名及び1年度当たりの予定排出量

ア 業務名

広島市立舟入市民病院感染性医療廃棄物収集・運搬及び処分業務（単価契約）

イ 1年度当たりの予定排出量

144,000リットル／年

(2) 履行の内容等

入札説明書、委託契約書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

※ 契約締結の日から令和2年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受託者の負担とする。

(4) 履行期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 予定価格

落札決定後に公表

(6) 最低制限価格

落札決定後に公表

(7) 履行場所

広島市立舟入市民病院

広島市中区舟入幸町14番11号

(8) 入札方式

一般競争入札（開札前に入札参加資格の有無を確認）

(9) 入札方法

ア 入札は、紙面による入札で行う。

イ 本件業務は、最低制限価格を設定して入札執行する案件である。最低制限価格を下回る入札を行った者は、落札者とならない。

ウ 入札金額は、入札金額内訳書により見積もった1リットル当たりの単価（収集・運搬及び処分費のほか、容器代、容器専用ホルダー代等、業務の実施に必要な経費をすべて含むものとする。当該金額に小数点第3位以下の端数がある時は、その端数を切り捨てること。）を記載すること。

エ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、入札書と同時に提出すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。
- (2) 地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）又は広島市の競争入札参加資格「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-12 廃棄物の収集・運搬・処理、浄化槽の清掃・保守点検」に登録されている者であること。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (4) 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は病院機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は、病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、参加資格を確認された者であること。
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 広島市長又は広島県知事から感染性医療廃棄物を取り扱うことのできる特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。
- (8) 広島市長又は広島県知事から感染性医療廃棄物を取り扱うことのできる特別管理産業廃棄物処分（中間処理（焼却））業の許可を受けている者であること。
- (9) 広島県内に産業廃棄物処理施設（焼却施設）を有し、履行場所から排出される感染性医療廃棄物を確実に処理する能力を有すること。
- (10) その他の入札参加資格は、入札説明書による。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

病院機構のホームページ(<http://www.hcho.jp/>)のトップページ上の「入札・契約情報」→「入札見積情報」→「委託賃借一覧」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は次により交付する。

ア 交付期間

公告日から令和2年2月25日（火）までの土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

〒730-0037

広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ5階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課

電話 082-569-7836（直通）

電子メール：hirokokou-honbu@hcho.jp

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

病院機構のホームページ（前記(1)に記載のとおり。）からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア、イにより交付する。

(3) 契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問合せ先

ア 入札、契約に関することは、前記(1)イに同じ。

イ 仕様書等に関することは、以下のとおり。

〒730-0844

広島市中区舟入幸町14番11号

広島市立舟入市民病院事務室

電話 082-232-6149（直通）

電子メール：funairi-hosp@hcho.jp

(4) 仕様書等に対する質問等

ア 質問書の提出期間

公告日から令和2年2月14日（金）までの土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 提出場所

前記(3)イに同じ。

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。

※ 電子メール送信後に、必ず電話連絡の上、到達を確認すること。

エ 質問に対する回答は、質問者へ直接回答（電子メール）するほか、前記(1)イにおいて令和2年2月25日（火）までの土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時までの間、閲覧に供するとともに病院機構ホームページにて掲示する。

(5) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書並びに前記2(6)から(9)に掲げる事項について証明する書類を、次により提出しなければならない。

また、病院機構からの当該書類に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

ア 提出方法

持参または郵送（配達証明書付書留郵便に限る。また後記の提出期限までに必着のこと。）

イ 提出期限

令和2年2月18日（火）午後5時まで。

ウ 提出場所

前記(1)イに同じ。

(6) 入札書等の提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。また後記の提出期限までに必着のこと。）に限る。

イ 提出期限

令和2年2月25日（火）午後5時まで。

ウ 提出場所

前記(1)イに同じ。

(7) 入札回数

ア 入札は初度及び再度の2回とする。

イ 初度入札において、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格以上に限る。）の価格（以下「予定価格内の価格」という。）がない場合は、1回に限り再度の入札を行う。

ウ 初度入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、再度入札に参加できない。

(8) 開札の日時及び場所

ア 初度入札

(ア) 日時

令和2年2月26日（水）午前9時40分

(イ) 場所

広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ5階
地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課入札室

イ 再度入札

(ア) 日時

初度入札後、直ちに実施。

(イ) 場所

上記ア(イ)に同じ。

(9) 開札の立会い

ア 入札参加者又は代理人（以下「入札参加者等」という。）は、開札に立ち会うこと（立会人は1者につき1名とする。）。なお、立ち会うことができない場合は、開札の日時まで前記(1)イの契約課へ連絡すること。

入札参加者等が開札に立ち会わない場合は、初度の入札に限り、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。なお、再度の入札については、辞退したものとみなす。

イ 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

ウ 入札参加者等は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、身分証明書（社員証など）を提示しなければならない。

エ 入札参加者等は、入札執行職員等がやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することはできない。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札の中止

入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者がした入札

イ 一般競争入札参加資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 再度入札を実施する場合において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

エ 最低制限価格を下回る額の入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に記名押印がない入札

キ 入札書の記入文字が明確でない入札

ク 同一の入札参加者若しくは代理人（復代理人を含む。）から2通以上の入札書が提出された入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

予定価格内の価格で最低価格をもって有効な入札を行った者（入札金額が同額の者が2者以上ある場合は、くじ引きにより順番を決定する。）を落札者に決定する。詳細は、入札説明書による。

(5) 契約単価

落札者の入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

(6) 契約保証金

契約締結日までに、各年度の支払予定額（消費税及び地方消費税込み。契約金額が単価となる場合は、各契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計。以下同じ。）が同額の契約の場合は、支払予定額の100分の10以上を、また各年度の支払予定額が異なる契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高となる年度の支払予定額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、病院機構の契約規程第28条第1項第1号又は第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。詳細は、入札説明書による。

(7) 落札者が契約を締結しない場合等の措置

契約を締結しない落札者は、最高となる年度の支払予定額の100分の5に相当する額を損

害賠償金として病院機構へ支払わなければならない。また、病院機構は、契約を締結しない落札者を病院機構における競争入札に参加させない措置を講じる。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。